

国土交通省防災業務計画の修正について

1. 国土交通省防災業務計画の概要

災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき、指定行政機関として作成

中央防災会議の防災基本計画に基づき作成

災害の種別ごとに具体的対策を、予防、応急対策、復旧・復興の段階に応じて記載

【参考条文】

災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

(指定行政機関の防災業務計画)

第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2. 今回の修正のポイント

防災基本計画の修正を踏まえた修正

- ・緊急地震速報、業務継続計画(BCP)等に関する記述の追加
- ・基幹的広域防災拠点の対象地域の追加(近畿圏) 等

各局における新規施策、各種提言等を踏まえた修正

- ・地球温暖化に伴う気候変動対策、局地的短時間豪雨対策に関する記述の追加
- ・高齢者の除雪作業中の事故対策に関する記述の追加
- ・「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路に関する基本方針」の変更に伴う修正 等